

## 定額減税の概要について

### 1 定額減税の概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人（いずれも国外居住者を除く。）につき、令和6年分所得税3万円及び令和6年度分個人住民税1万円の減税が実施されます。ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者は対象外となります。

なお、個人住民税非課税世帯及び均等割のみ課税される世帯並びに定額減税しきれない納税者に対しては、低所得者支援及び定額減税補足給付金として別途給付金が支給されます。

### 2 住民税の定額減税額

住民税所得割の納税義務者において、本人及び配偶者を含む扶養親族1人につき1万円の減税を実施します。

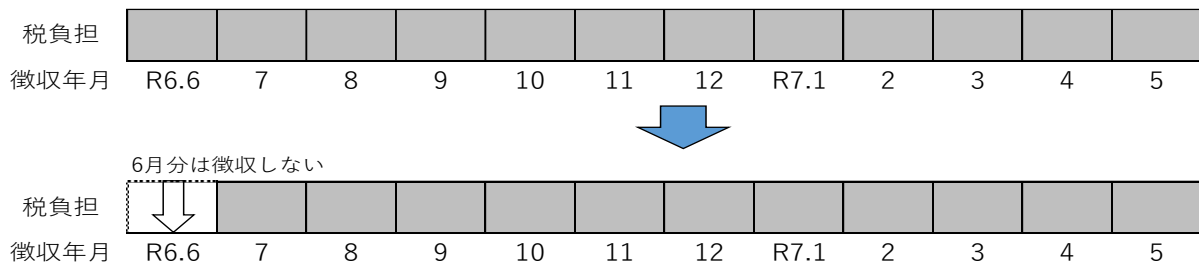
例) 納税義務者が配偶者と子2人扶養の場合：4人×1万円＝4万円（減税額）

### 3 個人住民税の減税について

均等割のみ課税の人は、定額減税の対象外であり、従前どおりの徴収方法となります。

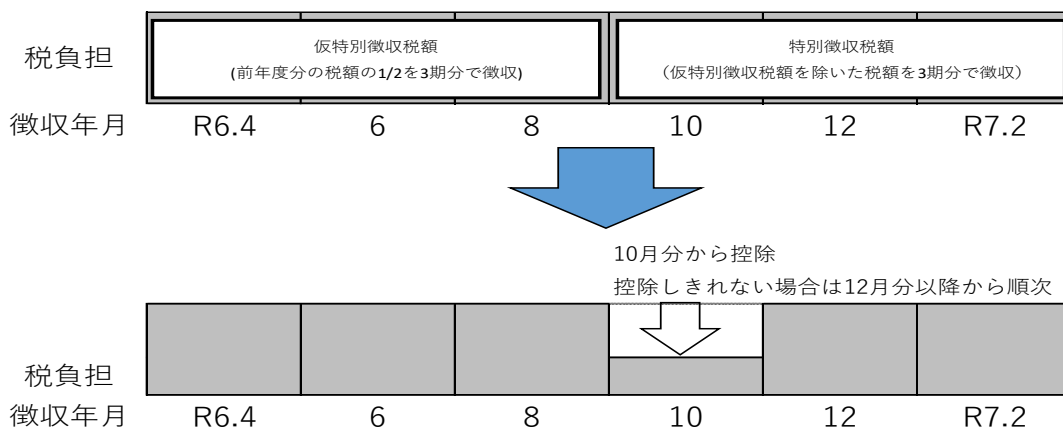
#### (1) 給与所得者で特別徴収の人

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月で徴収します。



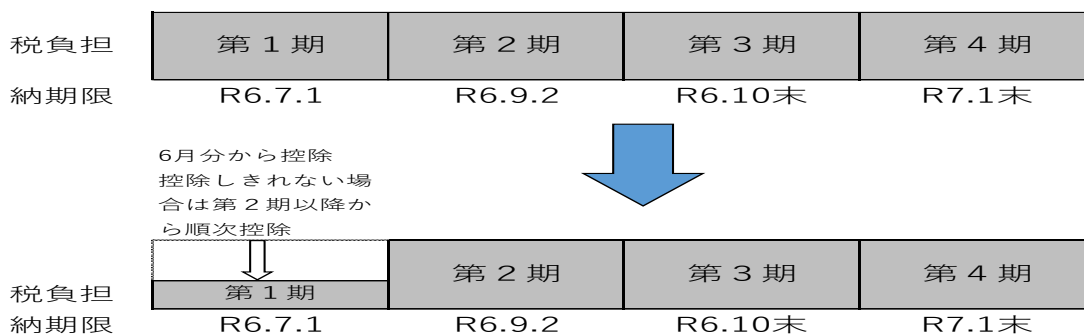
#### (2) 年金所得者で年金特別徴収の人

令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。



### (3) 事業所得者等で普通徴収の人

令和6年度第1期の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期以降の税額から順次控除します。



## 4 所得税の定額減税額

所得税の納税義務者において、本人及び配偶者を含む扶養親族1人につき3万円が減税します。

例) 納税義務者が配偶者と子2人扶養の場合：4人×3万円＝12万円 (減税額)

## 5 所得税の減税について

### (1) 給与所得者の方

6月以降の源泉徴収税額から減税され、6月で減税しきれなかった場合は、翌月以降の税額から順次減税されます。

### (2) 公的年金所得者の方

6月以降の源泉徴収税額から減税され、6月で減税しきれなかった場合は、翌々月以降の税額から順次減税されます。

### (3) 事業所得者等の方

令和6年分の確定申告時に減税されます。